

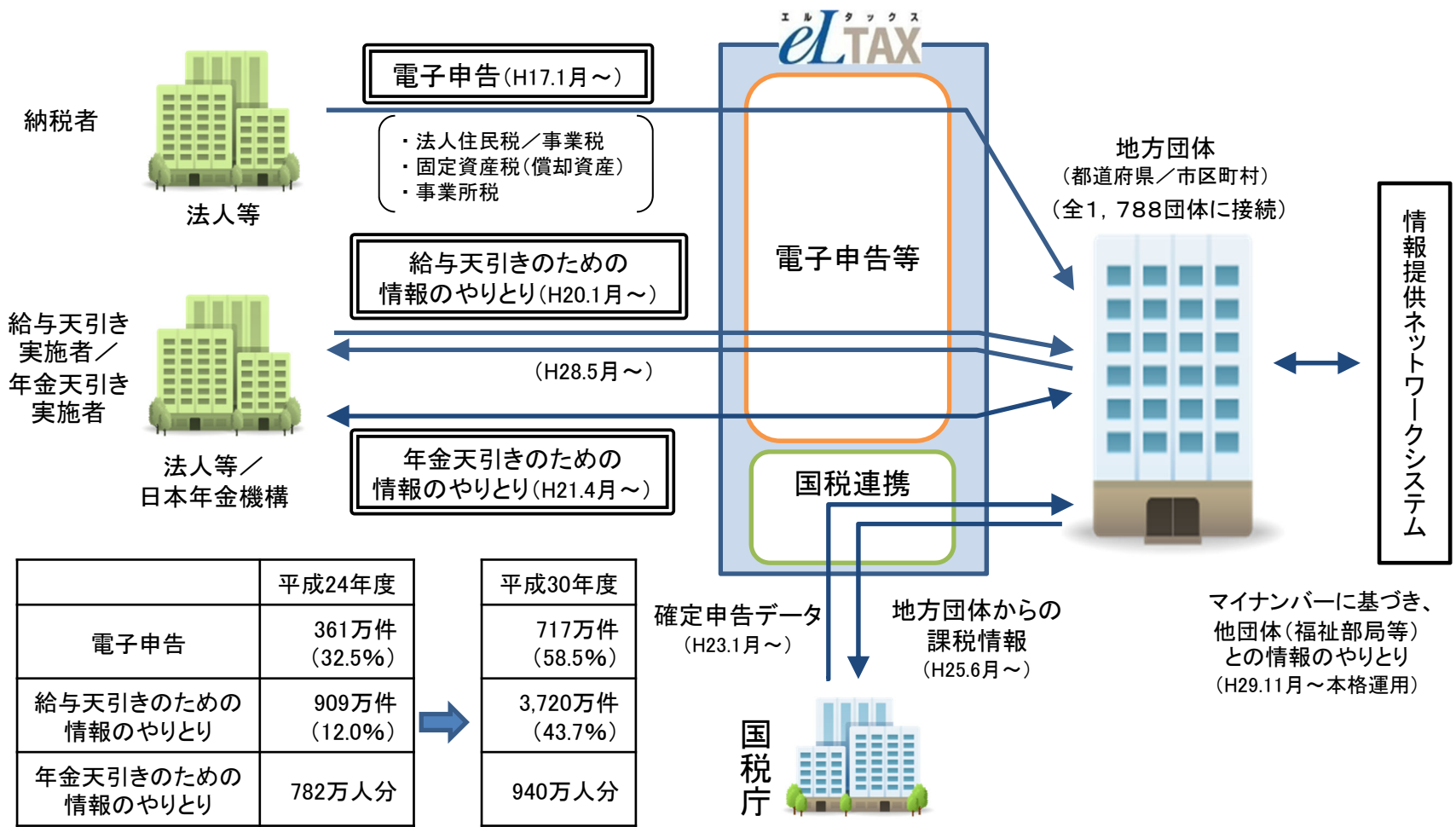
# 地方税における電子申告・納税の促進について

令和2年3月9日

総務省自治税務局電子化推進室

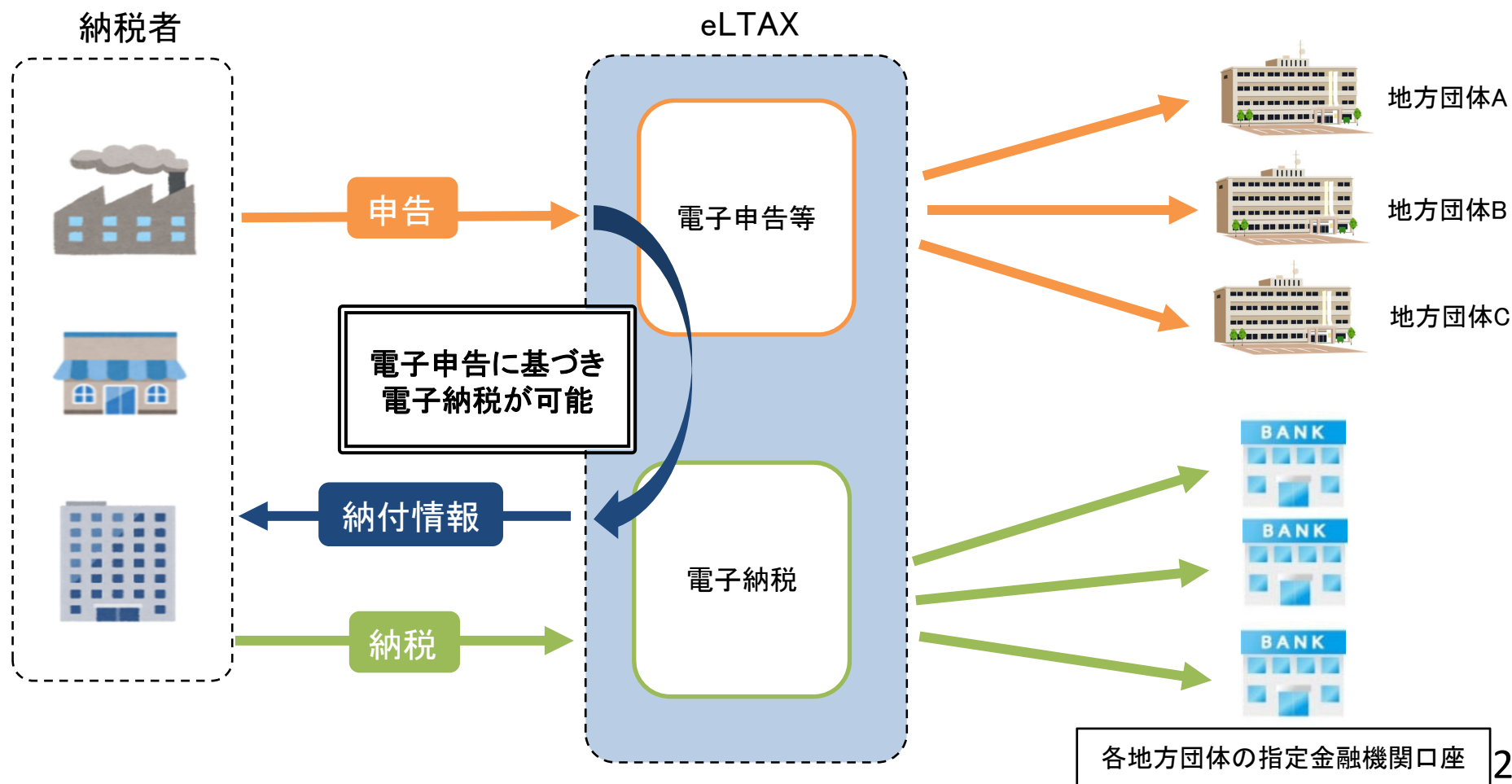
# 地方税務手続の電子化の推進

- eLTAXは、地方税の電子申告及び国税連携のためのシステム。eLTAXが担う役割は順次拡大し、「地方税の電子化」の基盤となっている。
- 平成31年4月1日から、すべての地方団体が共同して運営する組織として設立された地方税共同機構がeLTAXの運営主体。
- ※ e-Tax(国税の電子申告のためのシステム)は国税庁が管理・運営



## 地方税における電子申告から電子納税までのイメージ

- 地方税の申告については、従来からeLTAXを基盤として、全地方団体で電子申告が可能であった。
- 令和元年10月からは、地方税共通納税システムが導入されたことにより、全地方団体で納税者は申告から納税まで、シームレスに行うことが可能となった。

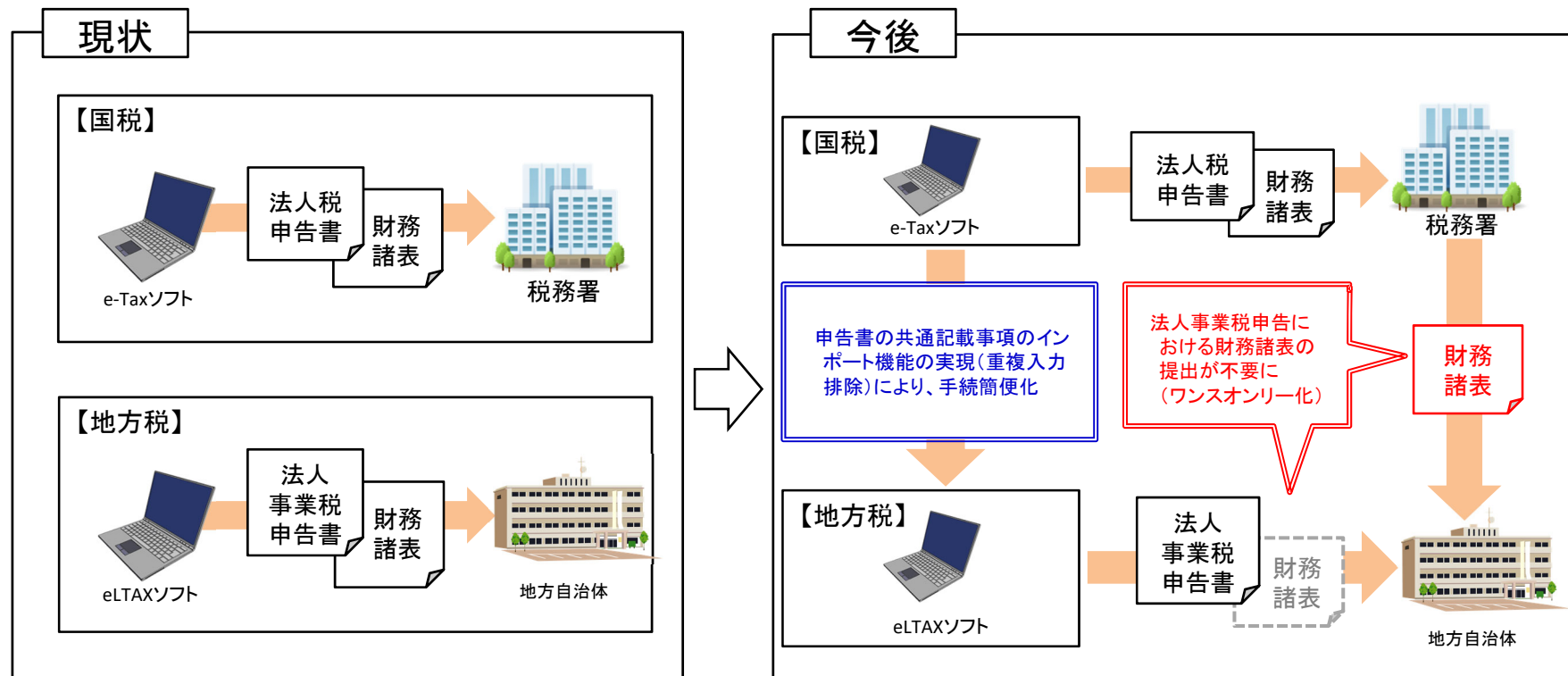


# 大法人の電子申告義務化と負担軽減について

- 電子的提出に係る負担の軽減を進めつつ、令和2年4月1日以後開始する事業年度から、大法人について、地方法人二税等※の電子申告を義務化。

※ 法人市町村民税、法人都道府県民税、法人事業税及び特別法人事業税(国税)が対象

- 法人税及び地方法人二税等の共通入力事務の重複排除(令和2年3月導入予定)。
- 国・地方を通じた財務諸表の提出先の一元化(令和2年4月導入予定)。



## 地方税共通納税システムの導入と対象税目の拡大

○ 令和元年10月から「地方税共通納税システム」が導入され、全地方団体で電子納税が可能となることから、法人の事務負担は大きく軽減。

※ 現在の対象税目：法人事業税・住民税及び特別法人事業税、個人住民税（給与所得・退職所得に係る特別徴収）、事業所税

○ 令和3年10月1日以後、個人住民税の利子割・配当割・株式等譲渡所得割について、金融機関等の特別徴収義務者による申告・納入を電子化する予定。

### 概要

#### <企業による納税>

##### ■ 地方法人二税等

申告件数：約431万件（法人市町村民税の場合）

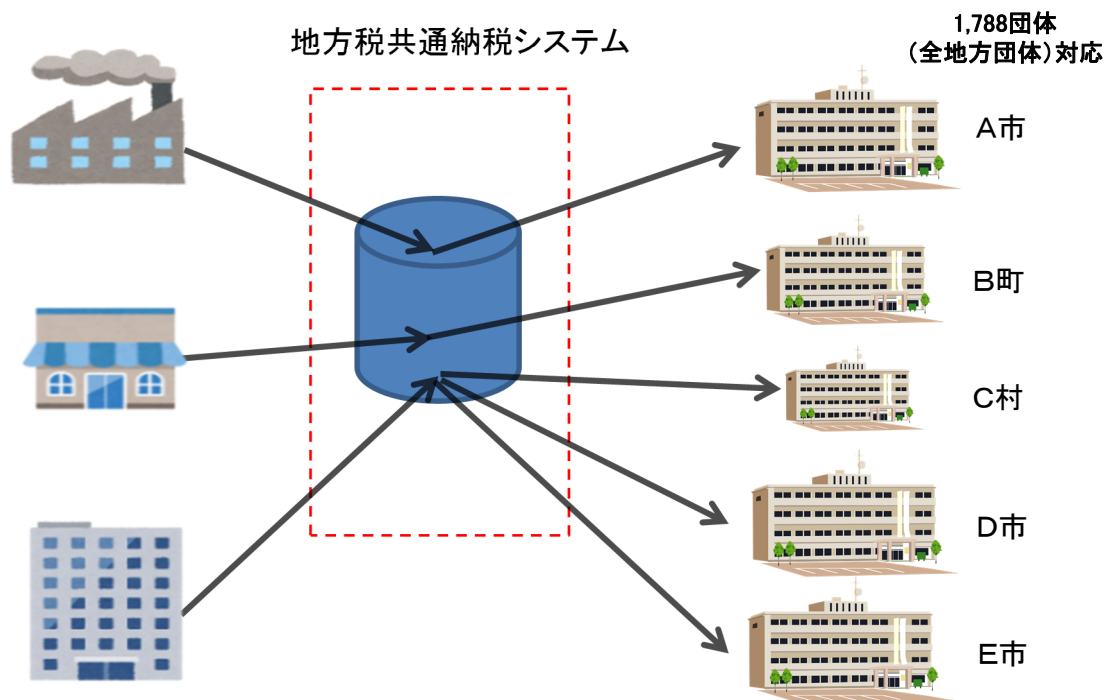
##### ■ 個人住民税（給与所得に係る特別徴収）

納税義務者数：約4,183万人

※支払回数：年12回

##### ■ 事業所税

申告件数：約12万件



## ICTによる収納手段の多様化

- 従来から行われてきた口座振替に加えて、コンビニ納税(平成15年度)、クレジットカード納付(平成18年度)など累次の制度改正により、収納手段は多様化しており、特に、個人向けの利便性は向上。  
 ※ 例えば、コンビニ納税には、平成30年度時点で、全ての都道府県、7割弱の市町村が対応している。
- 個人向け税目については、ICTによる収納手段の多様化によって、個人が様々な方法で納税できる環境を構築することが重要。個人を取り巻くICT環境の変化に対応し、また、普及が進んでいるスマートフォンやタブレット型端末を活用していくことが見込まれ、更なる収納手段の多様化を推進。

### <平成30年度における収納手段の状況>

		口座振替	コンビニ収納	クレジットカード納付	ペイジー(MPN)
都道府県	対応団体	47団体	47団体	43団体	37団体
	利用件数	785万件	2,257万件	202万件	784万件
	利用件数における平成24年度との比較	1.1倍	1.38倍	8.42倍	1.45倍
市区町村	対応団体	1,736団体	1,224団体	221団体	70団体
	利用件数	1億2,483万件	8,589万件	89万件	313万件
	利用件数における平成24年度との比較	1.05倍	1.77倍	14.83倍	2.95倍

※ ペイジーによる納付とは、収納機関と金融機関を共同のネットワークで結ぶ『マルチペイメントネットワーク(MPN)』を活用して、パソコンやスマートフォンや携帯電話、ATMから支払うことができるサービスをいう。